

## 城里町が発注する週休2日制促進工事の実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、建設業界における担い手確保のための取組の一環として、また、令和6年4月からの時間外労働の上限規制を踏まえ、休暇の拡大を促進するために実施する週休2日制促進工事（以下「週休2日制促進工事」という。）の発注等をするため、必要な事項を定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 週休2日制とは、第3条に規定する完全週休2日制又は、4週8休制いずれかの形式により施工することをいう。

2 現場閉所日とは、予め定めた現場の休工日のことをいい、予定外の休工日は含まない。

3 現場とは、工事目的物を設置する現場のことをいい、工場製作としての現場は、含まない。

4 休工日とは、通行規制に伴う交通誘導作業や現場の安全確認のため見回り等現場管理に必要な作業を除き、下請け企業等も含め終日一切の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を行わない日のことをいう。ただし、「緊急対応のための工事」で、予め定めた休工日であっても発注者の指示による作業を行った場合は、例外として休工日とみなす。

5 経費補正等基準とは、週休2日制での施工を設計図書に位置付けて施工する場合に適用する積算基準（各種経費の補正基準）のことをいう。

### (形式)

第3条 形式は、次のとおりとする。

#### (1) 完全週休2日制

##### ア 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止とした期間、夏季・年末年始休暇期間は除く。

##### イ 現場閉所対象日

対象期間における全ての土曜日並びに日曜日とする。なお、受注者の都合により、土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、事前に監督職員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。

#### (2) 4週8休制

##### ア 対象期間

第3条(1)アに同じ

##### イ 現場閉所対象日

対象期間の月単位で28.5%（2/7）の現場閉所日とする。なお、月とは、対象期間内の月の最初の日曜日から、最後の日曜日が属する週の土曜日までをいう。また、受注者の都合により、第6条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあつては、翌月の第一週内に設けることも可とする。

（週休2日促進工事の対象）

第4条 次の各号のいずれかの該当する工事を対象外とした上で、発注者が選定する。

- （1） 予定価格が500万円未満の工事（週休2日促進工事に随意契約する工事を除く。）
- （2） 現場作業を行う期間が1カ月未満となることが想定される工事。
- （3） 緊急対応のための工事。
- （4） 工程や完成時期に制約のある工事。
- （5） 経費補正等基準が定められていない工事。
- （6） 事業等の性質上、週休2日制での施工に伴う工事費の増が認められない工事（災害復旧工事等）
- （7） その他、週休2日促進工事に適さないと発注者が判断する工事。

（週休2日促進工事の発注方式）

第5条 週休2日促進工事は、次の各号のいずれかの方式により発注することとする。

（1） 発注者指定型

ア 発注に際しては、特記仕様書に発注者指定型である旨明示することとする。一般土木工事における「発注者指定型」の場合の特記仕様書の例は別紙1のとおりとする。また、営繕工事における「発注者指定型」の場合の特記仕様書の例は別紙1-1とする。

イ 契約後、受注者の希望に基づき、完全週休2日制又は4週8休制のいずれかの形式を受発注者協議により決定することとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

ウ 発注時の予定価格算定にあたっては、「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」第5条に示す「別に定める経費補正等基準」を準用して、経費補正等を行うこととする。なお、一般土木工事については「週休2日制促進工事における経費補正基準（一般土木工事編）」を準用し、営繕工事に係る建築工事、電気設備工事及び機械設備工事については「週休2日制工事における経費補正等基準（営繕工事編）」を準用することとする。

（2） 受注者希望型

ア 発注に際しては、特記仕様書に受注者希望型である旨明示することとする。一般土木工事における「受注者希望型」の場合の特記仕様書の例は別紙2のと

おりとする。また、営繕工事における「受注者希望型」の場合の特記仕様書の例は別紙2-1とする。

イ 週休2日制に取り組む場合は、契約後、受注者の希望に基づき、完全週休2日制又は4週8休制のいずれかの形式を受発注者協議により決定することとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

ウ 受発注者協議により週休2日制での施工が決定した場合は、「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」第5条に示す「別に定める経費補正等基準」を準用して、設計変更することとする。なお、一般土木工事については「週休2日制促進工事における経費補正基準（一般土木工事編）」を準用し、営繕工事に係る建築工事、電気設備工事及び機械設備工事については「週休2日制工事における経費補正等基準（営繕工事編）」を準用することとする。

（実施工程の作成）

第6条 発注者指定型の週休2日工事受注者、受注者希望型の週休2日工事受注者のうち受発注者協議により週休2日制での施工が決定した受注者（以下「受注者」という。）は、工事着手までに、週休2日制で施工するための実施工程を立て、監督職員と協議することとする。

なお、第5条に定める受発注者協議の結果、完全週休2日制を適用する場合は、現場閉所日を対象期間の土曜日、日曜日に設定するものとし、4週8休制を適用する場合は、対象期間の月単位で28.5%（2/7）の現場閉所日を設定するものとする。

（工期の延長）

第7条 第6条に基づき実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約約款第19条、第22条及び第24条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

（受注者の取組事項）

第8条 受注者は、週休2日制による施工について、下請企業等に説明を行ったうえで実施することとする。

2 受注者は、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板（工事中看板）及び工事説明看板に、週休2日制で施工することを標示することとする。

3 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けることとする（工事完成通知書の提出までに、全ての現場閉所実績について確認）。

- （1）工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（月間・週間工程表、作業日報等）
- （2）下請企業等の労働者は、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類（作業日報等）
- （3）月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4週8休制のみ、(1)、(2)に

基づき現場閉所日を集計した資料等)

(発注者の配慮)

第9条 発注者は、受注者が週休2日制による工事を円滑に実施できるよう、次の各号に配慮することとする。

- (1) 第6条で定める実施工程表による工事実施を妨げるような指示等を行わないこと。
- (2) 第7条で定める受注者からの工期の延長変更の請求に対して柔軟に対応すること。
- (3) 受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応すること。

(罰則等)

第10条 週休2日促進工事のうち、発注者指定型の受注者が、設計図書に基づく週休2日制による施工に取り組む意思が見られない場合、契約条件違反として取り扱う。

2 週休2日制工事のうち、受注者希望型の受注者が、受発注者協議により週休2日制で施工するとしたにも関わらず、週休2日制による施工に取り組む意思が見られない場合、契約条件違反として取り扱う。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降に起工決議された工事に適用する。

ただし、令和8年3月末までの間、第4条第1号中「500万円未満」とあるのは「3,000万円未満」とする。

## 別紙 1

○一般土木工事における「発注者指定型」の場合の特記仕様書（例）

（週休 2 日制での施工について）

- 第〇条 本工事は、「週休 2 日制促進工事」（以下、本条において「週休 2 日制促進工事」という。）であり、「城里町が発注する週休 2 日制促進工事の実施要領」（以下、「要領」という。）第 5 条第 1 項第 1 号に規定する発注者指定型を適用する。
- 2 受注者は、要領第 2 条に規定する週休 2 日制での施工に当たり、要領第 6 条に基づき、あらかじめ実施工程を立て、工事着手までに監督職員と協議すること。なお、完全週休 2 日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保した上で、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4 週 8 休制の場合は、月単位で 28.5%（2/7）の日数を現場閉所日とすること。（2/7 未満または 2/7 を超えた現場閉所日は設定しないこと。）また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第 19 条、第 22 条及び第 24 条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
  - 3 受注者の都合により要領第 6 条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督職員を協議の上、振替現場閉所日を設定すること。完全週休 2 日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、この項では、「週」について、日曜日から始まり土曜日までで終わる一連の 7 日間の単位として取り扱うこととする。4 週 8 休制の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあつては、翌月の第一週内に設けることも可とする。
  - 4 受注者は、週休 2 日制による施工について、下請企業等の理解を得た上で実施すること。
  - 5 受注者は、週休 2 日制で施工することについて、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板（工事中看板）及び工事説明看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。
  - 6 受注者は、適宜、次に掲げる書類等を監督職員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること（工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること）。
    - （1）工事現場の労働者の勤務状況が分かる書類（月間・週間工程表、作業日報等）
    - （2）下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等が分かる書類（作業日報等）
    - （3）月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4 週 8 休制（月単位）のみ、前 2 号に基づき現場閉所日を集計した資料等）
  - 7 本工事においては、予定価格の算定に当たり、労務費に 1.04、機械経費（賃

料)に1.02、市場単価方式による積算に茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領第5条に示す「別に定める経費補正等基準」である「週休2日制促進工事における経費補正等基準(一般土木工事編)」(以下、「県経費補正等基準(一般土木工事編)」という。)に示す補正係数、共通仮設費率に1.03、現場管理費率に1.05の補正係数を乗じているが、週休2日制での施工を達成できなかった場合は、当該補正を解除(設計変更減)する。なお、詳細については、「県経費補正等基準(一般土木工事編)」による。

- 8 発注者指定型の受注者が、設計図書に基づく週休2日制による施工に取り組む意思が見られない場合、契約条件違反として取り扱う。

○営繕工事における「発注者指定型」の場合の特記仕様書（例）

（週休 2 日制での施工について）

第〇条 本工事は、「週休 2 日制促進工事」（以下、本条において「週休 2 日制促進工事」という。）であり、「城里町が発注する週休 2 日制促進工事の実施要領」（以下、「要領」という。）第 5 条第 1 項第 1 号に規定する発注者指定型を適用する。

- 2 受注者は、要領第 2 条に規定する週休 2 日制での施工に当たり、要領第 6 条に基づき、あらかじめ実施工程を立て、工事着手までに監督職員と協議すること。なお、完全週休 2 日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保した上で、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4 週 8 休制の場合は、月単位で 28.5%（2/7）の日数を現場閉所日とすること。（2/7 未満または 2/7 を超えた現場閉所日は設定しないこと。）また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第 19 条、第 22 条及び第 24 条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 3 受注者の都合により要領第 6 条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督職員を協議の上、振替現場閉所日を設定すること。完全週休 2 日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、この項では、「週」について、日曜日から始まり土曜日までで終わる一連の 7 日間の単位として取り扱うこととする。4 週 8 休制の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあつては、翌月の第一週内に設けることも可とする。
- 4 受注者は、週休 2 日制による施工について、下請企業等の理解を得た上で実施すること。
- 5 受注者は、週休 2 日制で施工することについて、設置する工事看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。
- 6 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること（工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること）。
  - (1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（月間・週間工程表、作業日報等）
  - (2) 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類（作業日報等）
  - (3) 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4 週 8 休制（月単位）のみ、前 2 号に基づき現場閉所日を集計した資料等）
- 7 本工事においては、予定価格の算定にあたり、補正係数 1.04 により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載

価格（材工単価）の労務費）を補正しているが、週休2日制での施工を達成できなかった場合は、当該補正を解除（設計変更減）する。なお、詳細については茨城県土木部営繕課の示す「週休2日制促進工事における経費補正等基準（営繕工事編）」による。

- 8 発注者指定型の受注者が、設計図書に基づく週休2日制による施工に取り組む意思が見られない場合、契約条件違反として取り扱う。

## 別紙2

○一般土木工事における「受注者希望型」の場合の特記仕様書（例）

（週休2日制での施工について）

第〇条 本工事は、「週休2日制促進工事」（以下、本条において「週休2日促進工

事」という。）であり、「城里町が発注する週休2日制促進工事の実施要領」（以下、「要領」という。）第5条第1項第2号に規定する受注者希望型を適用する。

2 週休2日制に取り組む場合は、受注者の希望に基づき、要領第3条に定める完全週休2日制又は4週8休制いずれかの形式を受発注者協議より決定する。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

3 前項により、要領第2条に規定する週休2日制での施工をすることとなった受注者（以下、本条において「受注者」という。）は、週休2日制での施工に当たり、要領第6条に基づき、あらかじめ実施工程を立て、工事着手までに監督職員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保した上で、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制の場合は、月単位で28.5%（2/7）の日数を現場閉所日とすること。（2/7未満または2/7を超えた現場閉所日は設定しないこと。）また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第19条、第22条及び第24条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

4 受注者は、週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得た上で実施すること

5 受注者の都合により、要領第3条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督職員と協議の上、振替現場閉所日を徹底すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、この項では、「週」について、日曜日から始まり土曜日までで終わる一連の7日間の単位として取り扱うこととする。4週8休制の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあつては、翌月の第一週内に設けることも可とする。

6 受注者は、週休2日制で施工することについて、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板（工事中看板）及び工事説明看板において標示すること。ただし、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。

7 受注者は、適宜、次に掲げる書類等を監督職員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること（工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること）。

（1）工事現場の労働者の勤務状況が分かる書類（月間・週間工程表、作業日報等）

（2）下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間

及び内容等が分かる書類（作業日報等）

(3) 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4週8休制（月単位）のみ、前2号に基づき現場閉所日を集計した資料等）

- 8 現場閉所日確保率に応じ、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じた設計変更を行う。なお、現場閉所日確保率とは、工事着手日から工事完了日までの期間の土曜日及び日曜日のうち、実際に現場閉所ができた日数の割合とするが、詳細については茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領第5条に示す「別に定める経費補正等基準」である「週休2日制促進工事における経費補正等基準（一般土木工事編）」（以下、「県経費補正等基準（一般土木工事編）」という。）による。

現場閉所日確保率	100%以上
労務費に対する補正係数	1.04
機械経費(賃料)に対する補正係数	1.02
共通仮設費率に対する補正係数	1.03
現場管理費率に対する補正係数	1.05

※市場単価方式による積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて「県経費補正等基準（一般土木工事編）」に示す補正係数を乗じる。

- 9 受注者希望型の受注者が、受発注者協議により週休2日制で施工するとしたにも関わらず、週休2日制による施工に取り組む意思が見られない場合、契約条件違反として取り扱う。

○営繕工事における「受注者希望型」の場合の特記仕様書（例）

（週休 2 日制での施工について）

第〇条 本工事は、「週休 2 日制促進工事」（以下、本条において「週休 2 日制促進工事」という。）であり、「城里町が発注する週休 2 日制促進工事の実施要領」（以下、「要領」という。）第 5 条第 1 項第 2 号に規定する受注者希望型を適用する。

2 週休 2 日制に取り組む場合は、受注者の希望に基づき、要領第 3 条に定める完全週休 2 日制又は 4 週 8 休制いずれかの形式を受発注者協議より決定する。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

3 前項により、要領第 2 条に規定する週休 2 日制での施工をすることとなった受注者（以下、本条において「受注者」という。）は、週休 2 日制での施工に当たり、要領第 6 条に基づき、あらかじめ実施工程を立て、工事着手までに監督職員と協議すること。なお、完全週休 2 日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保した上で、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4 週 8 休制の場合は、月単位で 28.5%（2/7）の日数を現場閉所日とすること。（2/7 未満または 2/7 を超えた現場閉所日は設定しないこと。）また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第 19 条、第 22 条及び第 24 条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

4 受注者は、週休 2 日制による施工について、下請け企業等の理解を得たうえで実施すること。

5 受注者の都合により、要領第 3 条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督職員と協議の上、振替現場閉所日を徹底すること。完全週休 2 日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、この項では、「週」について、日曜日から始まり土曜日までで終わる一連の 7 日間の単位として取り扱うこととする。4 週 8 休制の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあつては、翌月の第一週内に設けることも可とする。

6 受注者は、週休 2 日制で施工することについて、設置する工事看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。

7 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること（工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること）。

(1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（月間・週間工程表、作業日報等）

(2) 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類（作業日報等）

(3) 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4週8休制（月単位）のみ、前2号に基づき現場閉所日を集計した資料等）

- 8 発注者は、現場閉所日確保率に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、現場閉所日確保率とは、工事着手日から工事完了日までの期間の土曜日及び日曜日のうち、実際に現場閉所ができた日数の割合とするが、詳細については茨城県土木部営繕課の示す「週休2日制促進工事における経費補正等基準（営繕工事編）」による。

現場閉所日確保率	100%以上
補正係数	1.04

- 9 受注者希望型の受注者が、受発注者協議により週休2日制で施工するとしたにも関わらず、週休2日制による施工に取り組む意思が見られない場合、契約条件違反として取り扱う。